

令和3年（2021年）7月

入札参加有資格者の皆さまへ

物品・業務委託等における契約保証金の納付を免除する取り扱いが変わります

物品・業務委託等の契約において、令和3年7月1日以降に発注手続きを開始する案件より、契約の締結にあたり、豊中市財務規則第110条第3号に該当し、契約保証金の納付の免除を行う場合、契約保証金免除申込手続きが必要となります。

（※契約保証金免除申込書（様式）は、豊中市伊丹市クリーンランドホームページ>入札・契約>契約を締結するときからダウンロードできます。）

豊中市財務規則第110条第3号

施行令第167条の5第1項及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約であり、かつ、規模同等以上のものを2回以上にわたって締結し、これらを過去2年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

【注意事項】

※豊中市伊丹市クリーンランド以外の契約の場合、実績のわかる書類を添付してください。

（契約書（写）、履行証明書など）

※豊中市財務規則第110条第3号の「規模同等以上のもの」とは、締結しようとする契約金額の7割に相当する金額以上のものとします。